⑶ Nature and quantity of the services to be required : Replacement of Wide Area Network of SMRJ. 1 set.
⑷ Fulfillment period : From day of contract start date through March 31, 2016.
⑸ Fulfillment place : As in the tender documentation.
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① Not come under Article 2 and 3 of the Detailed Regulations for the Application of Accounting Regulations by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN.
② Not come under the category of anti-social forces defined by Article 2 of the Regulations for Corresponding to Anti-Social Forces by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN (Regulation 22, Item 37).
③ have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN for FY 2011, 2012 and 2013 "Provision of service : leasing", "Provision of service : information literacy", "Sale of products : Computers and peripheral equipment" or "manufacture of products : Computers and peripheral equipment".
④ Regarding other matters, see the bid instruction manual.
⑺ Reception period of tender form (when tendering by mail) : 5 : 00 PM August 11, 2011.
⑻ Contact Point for the notice : Hinae Kondo Procurement and Property Management Department, Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN Toranomon No.37 Mori Building, 3―5―1, Toranomon, Minato-ku Tokyo 105―8453, Japan. TEL 03―5470―1507 FAX 03―5470―1512

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年６月８日
株式会社日本政策金融公庫　国際協力銀行
国際財務部国際管理室長　大西　　徹
◎調達機関番号　127　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71及び27
⑵　購入等件名及び数量　クライアントパソコン更改に係るコンサルティング業務委託一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格　入札に参加を希望する者は、競争参加資格申請書に必要事項を記入のうえ、〒100―8144 東京都千代田区大手町１－４－１　株式会社日本政策金融公庫　国際協力銀行　国際財務部国際管理室第１課へ提出すること。申請書及び添付書類等は株式会社日本政策金融公庫　国際協力銀行において審査するものとし、合格したもののみ競争参加資格を有するものとする。（詳細は入札説明書に記載）
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒100―8144 東京都千代田区大手町１－４－１　株式会社日本政策金融公庫　国際協力銀行　国際財務部国際管理室第１課　古屋　俊洋　電話03―5218―9212
⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明書の交付期間　平成23年６月８日から平成23年６月30日午後５時
⑷　入札書の提出期限　平成23年７月28日（木）午後５時（郵送による場合は必着のこと。）
⑸　開札の日時及び場所　平成23年７月29日（金）午後１時30分　株式会社日本政策金融公庫　国際協力銀行　３階会議室
４　その他
⑴　入札、契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加する者は、封印した入札書のほかに入札説明書に示す総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類をそれぞれ入札説明書で指定した期日までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　総合評価方式とする。⑶に従い必要な書類を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格をすべて満たし、当該入札価格があらかじめ決定してある予定価格の制限内である者のうち、入札説明書等で定める総合評価の方法を持って落札者を決定する。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Contracting entity : Toru Ohnishi, Head, Administration and General Services Office, Treasury Department, Japan Bank for International Cooperation, the international arm of Japan Finance Corporation.
⑵　Classification of the services to be procured : 71 and 27
⑶　Nature and quantity of the services to be purchased required : Consulting service for Renewal of Personal Computers for Local Area Network, 1 set.
⑷　Fulfillment period : as provided in the tender documents.
⑸　Time-limit for tender : 5 : 00 PM, July, 28th, 2011
⑹　Contact point for the notice : Toshihiro Furuya, Division 1, Administration and General Services Office, Treasury Department, Japan Bank for International Cooperation, the international arm of Japan Finance Corporation, 4―1 Ohtemachi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8144, Japan, TEL 03―5218―9212

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年６月８日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行　執行役副社長
間瀬　朝久
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
○第１号（№１）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入品名及び数量　１／２カートリッジ磁気テープ（128トラック）224巻ほか６点
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成23年９月22日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札、開札の日時及び場所　平成23年８月５日午後１時10分　１Ｆ入札室
２　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㈠　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㈡　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
㈢　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㈣　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㈥　その他、会社に損害を与えた者